

名古屋市中企業振興会館の利用料金等の設定について

令和 7 年 3 月 28 日名古屋市長承認

名古屋市中企業振興会館（以下「振興会館」という。）の利用料金の額、還付及び徴収時期の基準等を、次のように定める。

（適用期間）

第 1 以下に定める事項の適用期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までに使用許可を受けたものとする。

（利用料金の額）

第 2 振興会館の利用料金の額は別表 1 のとおりとする。

（利用料金の納付期日）

第 3 利用料金の納付期日は、使用許可を受けた使用の日（2 日以上にわたって引き続き使用するときは、その初日。以下同じ。）の 3 月前とする。ただし、会議室のみを使用する場合については、使用日の 1 月前とする。

（納付期日の特例）

第 4 駐車場を使用する場合のほか、次に掲げる場合は、前項及び第 7 項の規定にかかわらず使用料を後納することができるものとする。

- （1）施設の使用許可の変更に伴い、新たに納付しなければならない使用料を納付するとき。
- （2）官公署が使用するとき。
- （3）メインホール附属設備に係る使用料を納付するとき。

（予約金）

第 5 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、使用許可と同時に使用予約金（以下「予約金」という。）を徴収する。

（予約金の額）

第 6 予約金の額は、利用料金の額に 0.2 を乗じて得た額とする。ただし、会議室の使用については、予約金を徴収しない。

（予約金の納付期日）

第 7 予約金の納付期日は、使用許可を受けた日後 1 月とする。

（還付）

第 8 使用料を還付することができる場合及び還付額等は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに期することができないときは、利用料金の全額を還付する。
- (2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日の前3月までに使用の許可の取り消しを申し出たときは、利用料金の額に0.8を乗じて得た額を還付する（予約金を還付しない。）。
- (3) 使用者が、使用許可を受けた使用の日の前1月までに使用の許可の取り消しを申し出たときは、利用料金の額に0.5を乗じて得た額を還付する。

(還付の申請)

第9 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書を添えて、施設使用許可取消申出書を提出するものとする。

(光熱水費等の弁償金)

第10 施設等の使用に係る電気料、水道料及びガス料等の弁償金の額は、別途定めるものとする。

(改正)

第11 上記の事項は、名古屋市長の承認を得て改正するものとする。

(附則)

第12 この規定は、令和7年4月1日から施行する（令和7年3月28日名古屋市長承認）。

別表 1

名古屋市中小企業振興会館 利用料金

1 展示施設

施設の区分			利用料金の額		
			全日	午前	午後
			午前 0 時から 午後 12 時まで	午前 0 時から 正午まで	正午から 午後 12 時まで
吹上ホール			900,000 円	450,000 円	450,000 円
第 1 ファッション 展示場	区画しない場合		400,000 円	200,000 円	200,000 円
	区画する場合	東	220,000 円	110,000 円	110,000 円
		西	220,000 円	110,000 円	110,000 円
第 2 ファッション 展示場	区画しない場合		190,000 円	95,000 円	95,000 円
	区画する場合	東	125,000 円	63,000 円	63,000 円
		西	84,000 円	42,000 円	42,000 円

2 集会施設

施設の区分				利用料金の額					
				1 日	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間
				午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 16 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分まで
催 事 場	メインホール			147,000 円 (197,000 円)	53,000 円 (71,000 円)	62,000 円 (83,000 円)	102,000 円 (137,000 円)	71,000 円 (95,000 円)	118,000 円 (158,000 円)
	展望 ホール	区画しない場合		96,000 円	35,000 円	40,000 円	67,000 円	46,000 円	77,000 円
		区画する 場合	第 1 室	53,000 円	20,000 円	22,000 円	37,000 円	25,000 円	43,000 円
			第 2 室	53,000 円	20,000 円	22,000 円	37,000 円	25,000 円	43,000 円
会 議 室	第 1 会議室			13,700 円	4,900 円	5,800 円	9,500 円	6,600 円	11,000 円
	第 2 会議室			16,000 円	5,800 円	6,700 円	11,100 円	7,700 円	12,800 円
	第 3 会議室	区画しない場合		30,900 円	11,100 円	13,000 円	21,500 円	14,800 円	24,800 円
		区画する 場合	第 1 室	17,000 円	6,100 円	7,100 円	11,800 円	8,200 円	13,600 円
			第 2 室	17,000 円	6,100 円	7,100 円	11,800 円	8,200 円	13,600 円
	第 4 会議室			13,700 円	4,900 円	5,800 円	9,500 円	6,600 円	11,000 円
	第 5 会議室			5,700 円	2,100 円	2,400 円	4,000 円	2,700 円	4,600 円
	第 6 会議室			6,900 円	2,500 円	2,900 円	4,800 円	3,300 円	5,500 円
	第 7 会議室	区画しない場合		30,900 円	11,100 円	13,000 円	21,500 円	14,800 円	24,800 円
		区画する 場合	第 1 室	17,000 円	6,100 円	7,100 円	11,800 円	8,200 円	13,600 円
			第 2 室	17,000 円	6,100 円	7,100 円	11,800 円	8,200 円	13,600 円
	第 8 会議室			5,700 円	2,100 円	2,400 円	4,000 円	2,700 円	4,600 円
	第 9 会議室			6,900 円	2,500 円	2,900 円	4,800 円	3,300 円	5,500 円
第 10 会議室			10,500 円	3,800 円	4,500 円	7,300 円	5,100 円	8,400 円	
備考 () 内の金額は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (以下「土日祝祭日」という。)に使用する場合に適用する。									

3 その他の施設

施設の区分	利用料金の額
事務室	1 平方メートルにつき 月額 2,300 円
駐車場	1 台 1 回につき、次の各号に定めるところにより計算した額 (1) 入出庫の取扱い時間内 駐車場間 30 分までことに 200 円 (2) 土日祝祭日を除く午前 8 時から同日午後 11 時までの時間内最大料金 2,000 円 (3) 入出庫の取扱い時間外 当該時間の駐車 1 回につき 600 円
駐車回数券	駐車時間 30 分間使用できる駐車券 11 枚つづりの回数駐車券 2,000 円

4 附属設備

分類	品目	単位	使用料の額
音響設備	テープレコーダー・コンパクトディスクプレイヤー卓	1 式	2,000 円
	ダイナミックマイクロホン	1 本	600 円
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	2,000 円
照明設備	シーリングスポットライト	1 式	2,000 円
	サイドスポットライト	1 式	2,000 円
	センターピンスポットライト	1 台	2,000 円
備考 1 使用料の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2 を乗じて得た額、1 日の区分による使用にあってはこの表の額に 3 を乗じて得た額とする。 2 1 の使用時間の区分は、別表 2 の集会施設の表の使用時間の区分をいう。			

別表 2

光熱水費等の弁償金

区 分	弁償金の単価	徴収する施設等
電 気 料 (7～9月)	1 kWh あたり 33円	展示施設 集会施設（会議室を除く。以下同じ。） 事務室（テナントを含む。以下同じ。）
電 気 料 (4～6月及び10～3月)	1 kWh あたり 32円	展示施設 集会施設 事務室
水 道 料	1 m ³ あたり 703円	吹上ホール
ガ ス 料	1 m ³ あたり 384円	吹上ホール 第1ファッション展示場
冷 房 費	10 MJ あたり 61円	展示施設 集会施設 事務室
暖 房 費	10 MJ あたり 53円	展示施設 集会施設 事務室
共 益 費	1 m ² あたり 950円	事務室

※別表 2 については令和 7 年 3 月 28 日名古屋市長承認